

令和8年 富士見町 訓令

第 3 号

組織再編に伴う関係訓令の整備に関する訓令をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

組織再編に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(富士見町職員安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 富士見町職員安全衛生管理規程(平成25年富士見町訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に改める。

(職場におけるハラスメントの防止に関する規程の一部改正)

第2条 職場におけるハラスメントの防止に関する規程(平成12年富士見町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第4号中「住民福祉課介護高齢者係」を「保健福祉課介護高齢者係」に改める。

(富士見町総合計画庁内策定委員会設置要綱の一部改正)

第3条 富士見町総合計画庁内策定委員会設置要綱(平成17年富士見町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町救援対策委員会設置要綱の一部改正)

第4条 富士見町救援対策委員会設置要綱(平成16年富士見町訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財務課長」を「企画財政課長」 「住民福祉課長」を「保健福祉課長」  
住民税務課長」に改め、  
に改める。

(富士見町公共施設等マネジメント庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第5条 富士見町公共施設等マネジメント庁内検討委員会設置要綱(平成30年富士見町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課企画統計係」を「企画財政課企画統計係」に改める。

(富士見町情報通信システム運用規程の一部改正)

第6条 富士見町情報通信システム運用規程(平成14年富士見町訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(様式第1号)」を削る。

第9条第2項中「(様式第2号)」を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(富士見町公的個人認証サービスに係る内部監査実施要領の一部改正)

第7条 富士見町公的個人認証サービスに係る内部監査実施要領(平成29年富士見町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「(様式第1号)」を削る。

様式第1号を削る。

(富士見町文書取扱規程の一部改正)

第8条 富士見町文書取扱規程(平成11年富士見町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「

総務課	総
-----	---

」を「

総務課	総
企画財政課	企

」に、「

財務課	財
住民福祉課	住

」を「

住民税務課	住
保健福祉課	保

」に改める。

(富士見町事務改善委員会規程の一部改正)

第9条 富士見町事務改善委員会規程(昭和45年富士見町訓令第1号)の一部を次のように改

正する。

第3条第6項中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町国土利用計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第10条 富士見町国土利用計画策定委員会設置要綱(平成6年富士見町訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務課長」を「企画財政課長」に改め、同条第3項第1号中「建設課長」を「総務課長・建設課長」に改め、同条第4項の表中「総務課」を「総務課・企画財政課」に改める。

第6条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(地方交付税の算定に用いる資料の管理要綱の一部改正)

第11条 地方交付税の算定に用いる資料の管理要綱(昭和58年富士見町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「財務課」を「企画財政課」に改める。

(公有財産取得等検討委員会設置要綱の一部改正)

第12条 公有財産取得等検討委員会設置要綱(平成6年富士見町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

(富士見町建設工事等事務簡素化委員会要領の一部改正)

第13条 富士見町建設工事等事務簡素化委員会要領(昭和61年富士見町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務課」を「企画財政課」に改める。

(税等の収納推進プロジェクトチーム設置要綱の一部改正)

第14条 税等の収納推進プロジェクトチーム設置要綱(平成19年富士見町訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「財務課長」を「住民税務課長」に改め、同条第1号中「財務課長」を「住民税務課長」に、「財務課」を「住民税務課」に、「住民福祉課」を「保健

福祉課」に、「文書情報係」を「広報情報係」に改め、同条第2号中「財務課長」を「住民税務課長」に、「財務課」を「住民税務課」に改める。

第5条中「財務課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町戸籍情報システムに係るデータ保護管理要領の一部改正)

第15条 富士見町戸籍情報システムに係るデータ保護管理要領(平成24年富士見町訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

第4条中「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改める。

第6条及び第19条第4項中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町地域活動支援センター運営協議会設置要綱の一部改正)

第16条 富士見町地域活動支援センター運営協議会設置要綱(平成12年富士見町訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町地域活動支援センター入退所検討委員会設置要綱の一部改正)

第17条 富士見町地域活動支援センター入退所検討委員会設置要綱(平成22年富士見町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に改める。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町福祉運営委員会設置要綱の一部改正)

第18条 富士見町福祉運営委員会設置要綱(平成15年富士見町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正)

第19条 富士見町福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成19年富士見町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町高齢者・障害者サービス調整チーム設置要綱の一部改正)

第20条 富士見町高齢者・障害者サービス調整チーム設置要綱(平成8年富士見町訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に改める。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町人権尊重推進本部設置要綱の一部改正)

第21条 富士見町人権尊重推進本部設置要綱(平成12年富士見町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に改める。

第6条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

別表第1中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に、「工業交通係長」を「商工観光係長」に改める。

(富士見町国民健康保険被保険者の資格喪失確認処理に係る事務取扱要領の一部改正)

第22条 富士見町国民健康保険被保険者の資格喪失確認処理に係る事務取扱要領(平成24年富士見町訓令第16号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に改める。

(富士見町内部部課事務処理規程の一部改正)

第23条 富士見町内部部課事務処理規程(昭和39年富士見町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(各課長の専決事項)

第5条 各課における課長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。

課名	所掌事務
総務課長	(1) 引き続き7日を超える休暇願、欠勤届等サービス上の諸願に関する事項 (課長を除く。) (2) 非常勤職員に関する事項 (3) 会計年度任用職員の任用、身分給与に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 宿日直の決定に関する事項</li> <li>(5) 扶養親族の認定に関する事項</li> <li>(6) 職員の健康診断、レクリエーションの計画、決定に関する事項</li> <li>(7) 市町村職員共済組合手続関係の町長の意見関係に関する事項</li> <li>(8) 車両の配車、借上に関する事項</li> <li>(9) 文書の配布、浄書、校合、発送、保管、廃棄に関する事項</li> <li>(10) 出勤簿、当直日誌に関する事項</li> <li>(11) 会議室使用に関する事項</li> <li>(12) 職員の勤務を要しない時間の指定</li> <li>(13) 広報の発行に関する事項</li> </ul>
企画財政課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の流用に関する事項</li> <li>(2) 契約価格 100 万円以下の契約締結に関する事項</li> <li>(3) 任意統計の計画に関する事項</li> <li>(4) 国の委託統計に関する事項</li> </ul>
住民税務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪通知の受理及び身上調査に関する事項</li> <li>(2) 印鑑登録改印証明に関する事項</li> <li>(3) 戸籍関係諸届の受理、戸籍簿の閲覧、謄抄本等の交付に関する事項</li> <li>(4) 住民異動届の受理、住民基本台帳の閲覧、住民票写及び転出証明書の交付に関する事項</li> <li>(5) 埋火葬許可に関する事項</li> <li>(6) 課税物件の検査、届出に関する事項</li> <li>(7) 原動機付自転車等の標識交付に関する事項</li> <li>(8) 徴収猶予の決定及び取消しに関する事項</li> <li>(9) 過誤納金の充当及び還付に関する事項</li> <li>(10) 納税奨励に関する事項</li> <li>(11) 徴収令書の発行、督促状発付に関する事項</li> </ul>
保健福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民年金の申請申立に関する事項</li> <li>(2) 国民健康保険の資格得喪に関する事項</li> <li>(3) 助産費、葬祭費等の支給に関する事項</li> <li>(4) 自動車の臨時運行許可に関する事項</li> <li>(5) 老人保健法に規定する医療の実施、医療に関する費用の決定、医療</li> </ul>

	<p>費の決定に関する事項</p> <p>(6) 老人保健法の規定による申請、届出及び処理に関する事項</p> <p>(7) 老人福祉センターの平常業務に関する事項</p> <p>(8) 福祉センターの平常業務に関する事項</p> <p>(9) デイサービスセンターの平常業務に関する事項</p> <p>(10) 複合福祉施設清泉荘デイサービスセンターかがやきの平常業務に関する事項</p> <p>(11) 短期入所施設の平常業務に関する事項</p> <p>(12) 地域活動支援センターの平常業務に関する事項</p> <p>(13) 医療費特別給付金の受給資格者の認定及び給付金の額の決定に関する事項</p> <p>(14) 介護保険に関する事項</p> <p>(15) 定期予防接種の実施に関する事項</p> <p>(16) 感染症に関する届出等の進達に関する事項</p> <p>(17) 妊婦届出に関する関係機関への報告に関する事項</p> <p>(18) 保健センターの平常業務に関する事項</p> <p>(19) 地域共生センターの平常業務に関する事項</p>
産業課長	<p>(1) 作況調査に関する事項</p> <p>(2) 家畜の調査及び伝染病予防に関する事項</p> <p>(3) 農業改良普及所との作付指導計画等の調整に関する事項</p> <p>(4) 火入れ、伐採に関する事項</p> <p>(5) 計量器に関する事項</p> <p>(6) 企業の金融斡旋に関する事項</p>
建設課長	<p>(1) 占用期間3年未満の町道占用許可に関する事項</p> <p>(2) 国、県道占用願の副申に関する事項</p> <p>(3) 土木工事の設計監督に関する事項</p> <p>(4) 土地改良事業の設計監督に関する事項</p> <p>(5) 農道の維持管理に関する事項</p> <p>(6) 建築確認申請に関する事項</p> <p>(7) 林道事業の設計監督に関する事項</p> <p>(8) 林道の維持管理に関する事項</p>

消防課長	(1) 消防団事務に関する事項 (2) 消防施設・設備の維持管理に関する事項 (3) 危険物安全協会の育成指導に関する事項
------	---

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。